

令和6年度

事業報告

一般財団法人山梨県交通安全協会
山梨県交通安全活動推進センター

令和6年度事業報告

令和6年度における当協会の事業の推進にあたっては、山梨県下の交通情勢と山梨県の交通重点目標を勘案した事業計画に基づき

- 1 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 自転車等の安全適正利用の推進
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・ハイビームの活用 of 徹底と反射材使用の推進

を活動重点と定め、各事業を推進しました。

令和6年中の県内の交通事故の発生状況は、

発生件数	2, 013件	(前年比ー	99件	ー4.7%)
死者数	28人	(前年比ー	1人	ー3.4%)
負傷者数	2, 439人	(前年比ー	156人	ー6.0%)

であり、発生件数、死者数及び負傷者数ともに減少いたしました。

昨今は、県民生活や県内経済等がコロナ禍前の水準に戻り、これに伴って道路における交通量は益々増加するとともに、インバウンドの増加に伴う外国人ドライバーの交通事故が増加傾向を示すなど、予断を許さない状況が続いていますが、交通安全を推進する関係機関・団体による積極的な各種交通安全活動等が奏功し、前年から減少したものと思料されます。

昨年の死亡事故の特徴としては、65歳以上の高齢者が17人と前年より2人減少したものの、死者数全体の60.7%を占めるなど依然として高齢者が死者の多くを占めており、今後、さらに高齢者に対する交通事故防止活動を推進する必要があります。

また、飲酒運転による交通事故も33件と前年より5件減少しましたが、その一方で、人口10万人当たりの飲酒運転による交通事故件数は、一昨年に引き続き全国ワースト2位という不名誉な結果となり、飲酒運転の根絶に向けた交通安全活動についても、組織を挙げて強力的に推進する必要があります。

このような結果と交通情勢を踏まえ、当協会におきましては、民間の交通安全活動推進団体の中核としての役割を果たしていくため、引き続き関係機関等と緊密に連携し、交通安全思想の普及をはじめ、各種交通安全対策を強力的に展開していくこととしています。

事業内容

実施事業の部（公益事業）

第1 事業概要(活動重点)

山梨県下の交通情勢、当協会の運営重点を勘案して策定した令和6年度事業計画に基づき、交通安全運動の重点目標

- 1 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 自転車等の安全適正利用の推進
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 6 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進

を活動重点として各事業を推進した。

第2 広報・啓発活動

- 1 当協会の機関紙「交通安全情報やまなし」を年2回発行（1回2万8千部、計5万6千部作成）し、県下の全市町村の回覧板を活用して全戸に回覧等し、交通安全意識の高揚を図った。
- 2 当協会ホームページ上に交通安全運動の情報や各種キャンペーン・イベント情報を掲載し、情報発信を行った。
- 3 交通安全年間スローガンの普及及び改正道路交通法等関係法令の周知のため、ポスター、チラシ、リーフレット等を作成・配布するとともに、交通安全月刊誌「人と車」を各支所、関係機関・団体、賛助会員等に配布した。
- 4 創立100周年記念事業

創立100周年を契機に、当協会の歴史や組織、年間の活動等を新聞やテレビ等を活用して大々的に広報するとともに、関係機関・団体や協力者等を招き、11月19日（火）に甲府記念日ホテルにおいて記念式典を開催し、交通安全功労団体及び個人に感謝状の贈呈を行った。

5 広報啓発活動の実施状況

当協会の事業の重点項目である「高齢者と子供の交通事故防止」、「飲酒運転の根絶」、「自転車の安全適正な利用の推進」等を中心にポスター、チラシ、テレビ、ラジオ、新聞等あらゆる広報媒体を活用し交通安全を呼びかけた。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) テレビのスポット放送 | 76回 |
| (2) ラジオのスポット放送 | 270回 |
| (3) 新聞による広報 | 15回 |
| (4) ホームページによる広報（内容更新） | 12回 |

第3 各種交通安全事業

1 交通安全運動等の実施

(1) 春の全国交通安全運動の実施

ア 期間 令和6年4月6日～同年4月15日までの10日間

イ 運動重点

- こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運動の励行
- 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 飲酒運転の根絶（本県重点）

の4点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(2) 夏の交通事故防止県民運動の実施

ア 期間 令和6年7月21日～同年8月20日までの31日間

イ 重点目標

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 自転車等の安全適正利用の推進

の4点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(3) 秋の全国交通安全運動の実施

ア 期間 令和6年9月21日～同年9月30日までの10日間

イ 運動重点

- 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 高齢運転者の交通事故防止（本県重点）

の4点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

(4) 年末の交通事故防止県民運動の実施

ア 期間 令和6年12月1日～同年12月31日までの31日間

イ 重点目標

- 飲酒運転の根絶
- 高齢運転者の交通事故防止
- 早めのライト点灯と反射材用品着用の推進

の3点を重点に各種の交通安全対策を実施した。

具体的には、各運動とも広く県民への周知徹底や、県民一人一人の交通安全意識の高揚を図るとともに、全県下的な盛り上がりを図るため、運動の基本及び重点を中心にテレビ・ラジオのスポット放送、新聞、ポスター、チラシ、ホームページ等の広報媒体を活用した広報啓発・キャンペーンを効果的に推進した。

特に、運動の期間中「交通事故死ゼロを目指す日（４月１０日及び９月３０日）」、「全席シートベルトとチャイルドシート着用推進の日（毎月１４日）」等の重点日には、マスメディアを活用した広報啓発や地区安協との連携による街頭活動等の諸対策を積極的に展開した。

また、「年末の交通事故防止県民運動」の期間には、山梨日日新聞の最終面全面を使用した「高齢者の事故防止」や「飲酒運転の根絶」の交通安全広報を実施した。

2 交通安全こども自転車大会の開催

自転車の安全な乗り方の習熟、交通ルールの習得や交通マナーの向上を目的として、令和６年６月２９日、県下の小学校１３チーム５２名の参加を得て「交通安全こども自転車大会」を開催した。

3 交通安全ポスターデザインコンクールの開催

小学生を対象として交通安全ポスターを募集し、小学生に交通安全について考えてもらう機会とするとともに、その優秀作品を交通安全運動等の広報や当協会の交通安全カレンダーに活用し、県内の全ての小学校と交通関係団体に配布した。

4 中学生交通安全弁論大会の開催

中学生の交通安全意識の高揚を図ることを目的に、令和６年１０月３１日、警察本部との共催により笛吹市「スコレーセンター」において各地区交通安全協会の予選会優勝者による「第６４回中学生交通安全弁論大会」を開催した。

5 高校生交通安全CMコンテストの開催

県内の高校生を対象に、交通安全CMを募集してコンテストを実施し、全２３作品のうち最優秀作品のテレビ放映を行った。

6 高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会の開催

令和６年１１月６日、第９回高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会を開催し、県内の高齢者１８０人が参加した。

7 反射材の普及促進

山梨県老人クラブ連合会に反射材のベスト３００着等を提供し、同連合会を通じて広く県下の老人クラブ員に配布した。

第４ 交通安全教育・訓練

1 自転車利用者に対する教育訓練

各支所及び各地区交通安全協会が山梨県自転車・軽自動車商協同組合等と連携し、年間を通じて子供から高齢者を対象とした「自転車安全講習」を開催した。

また、同講習時に活用する小冊子「自転車安全教室」２，３００冊等を配布した。

2 二輪車に対する教育訓練

(1) 県下の高校延べ８校において、高校生５７８人を対象とした高校生原付講習会を実施した。

(2) 令和６年１１月１７日、山梨県総合交通センターにおいて二輪車安全運転山梨県大会を開催した。

- (3) 二輪車の事故防止を目的に、昨年４月から本年３月までの間、第２日曜日又は第３日曜日、笛吹高校等において二輪車指導員による「セーフティライディングスクール」を開催した。

3 資器材を活用した教育訓練

- (1) 歩行者横断トレーナー、高齢者模擬体験セットを各警察署や各地区交通安全協会に貸出し、子供から高齢者の交通安全教室等での活用を図った。
- (2) 交通安全教育用 DVD を新たに５枚購入して全１１０枚を整備し、公共団体、会社、学校等に計８８回貸出しを行った。

4 その他教育・訓練

- (1) 高齢者講習の受講予定者を対象に運転免許証更新手続きに関する研修とサポートカーの体験を行う交通安全教室を南アルプス市と連携して実施した。
- (2) 刑務所の受刑者を対象に、出所後の社会復帰支援を目的とした交通安全講習を１２回、保護観察所の交通短期保護観察に付された少年に対する交通安全講習を７回、延べ約１１０人に交通安全教育を実施した。
- (3) 令和６年９月１１日及び１２日、甲府市消防職員の緊急車両運転技能教習訓練を実施、令和６年１０月３日、消防学校の特別機関員研修の一環として運転技能訓練を山梨自動車学校で実施した。

第５ 交通安全大会の開催

交通安全推進県民大会及び交通安全功労者等表彰式の開催

県民の交通安全意識の高揚を図ることを目的に、山梨県、県警察及び当協会共催による「令和７年交通安全推進県民大会」を次のとおり開催した。

開催日時 令和７年１月２８日 午後２時００分～午後３時００分

開催場所 桃源文化会館・桃源ホール

参加者 約３００人

大会内容 交通事故犠牲者に対する追悼の黙祷

主催者・来賓者あいさつ

各種表彰

県下中学生交通安全弁論大会優勝者による弁論

交通安全宣言

第６ 交通安全功労者等表彰事業

1 交通功労者及び優良運転者に対する表彰

交通功労者、優良運転者、優良交通安全協会及び交通安全優良団体に対し、次の表彰を行った。

- (1) 警察庁長官及び全日本交通安全協会会長連名表彰

○ 緑十字章

金章 ～ ２人

銀章 ～ ５人

銅章 ～ ６３人

- 優良交通安全協会 ～ 1 協会
- その他の団体及び学校 ～ 1 団体・1 校
- (2) 関東管区警察局長及び関東交通安全協会連合会会長連名表彰
 - 交通安全功労者 ～ 9 人
 - 優良交通安全協会 ～ 2 協会
 - 交通安全功労団体 ～ 1 団体
 - 交通安全優良事業所 ～ 1 事業所
 - 優良運転者 ～ 6 人
- (3) 山梨県警察本部長及び山梨県交通安全協会会長連名表彰
 - 優良交通安全協会 ～ 4 協会
 - 交通安全功労団体 ～ 5 団体
 - 交通安全功労役員 ～ 4 1 人
 - 優良運転者 ～ 6 1 人
- (4) 山梨県交通安全協会会長表彰
 - 交通死亡事故抑止交通安全協会 ～ 1 協会
 - 女性部 ～ 2 女性部
 - 支部 ～ 1 支部
- 2 その他表彰

全日本交通安全協会会長及び全日本二輪車安全運転推進委員長連名表彰

 - 優良二輪車安全運転指導員 ～ 1 人

第7 交通安全団体への支援事業

1 各地区交通安全協会への協力支援

- (1) 特別会員である各地区交通安全協会に対して、交通安全活動の協力支援として助成金を交付した。
- (2) 各地区交通安全協会女性部の表彰

交通安全活動に功労のあった地区交通安全協会女性部に対し、交通安全協会長の表彰を行った。
- (3) 各地区交通安全協会女性部連合会総会の開催

令和6年7月16日、女性部連合会の総会を開催し、各地区の活動状況の発表と今後の交通安全活動への取組みの検討を行った。

2 他機関・団体が行う交通安全活動への協力・支援

- (1) 障害を持つ道路利用者に対する交通安全対策支援
 - ア 視覚障害者の横断歩道の安全確保のため「視覚障害者用交通信号機付加装置」1基を山梨県公安委員会に寄贈し、令和7年2月17日、富士吉田市旭一丁目地内「富士吉田警察署前交差点」に設置した。
 - イ 障害を持つ運転者のうち、安全運転に努めた3人を優良運転者として表彰した。
- (2) (公社)被害者支援センターやまなし、(公財)山梨県暴力追放運動推進センター、山梨県高速道路交通安全協議会及び山梨県自転車軽自動車商協同

組合等への協力・支援を行った。

- (3) 山梨県主催の「セーフティドライブチャレンジ123」の賞品として自転車用ヘルメット10個と山梨自動車学校の教習料金割引券を贈呈した。

第8 交通状況・情勢調査事業

道路交通法第108条の31に定められた「山梨県交通安全活動推進センター」の受託事業として次の活動を実施した。

- 1 道路使用後における復元状況等の調査業務
令和6年度 ～ 5, 459件の調査を実施した。
- 2 パーキングチケット維持管理業務
令和6年度 ～ 9, 407件を処理した。

第9 会員等への支援事業

令和6年度の普通会員加入者数は47, 435人であり、令和7年3月末日の全体の会員数は224, 387人である。

- 1 特別会員への支援事業
各地区交通安全協会会員等が街頭において活動中に死傷した場合に備え、交通安全活動従事者保険に加入するとともに、見舞金制度を運用している。
- 2 普通会員への支援
 - (1) 協賛店における会員優待制度
 - (2) 弁護士による交通事故無料法律相談
普通会員が交通事故を起こし、損害賠償等民事上のトラブルとなった場合などに委託弁護士が無料法律相談に応じている。
令和6年度は、5件の利用があった。
 - (3) 交通事故見舞金制度
会員が交通事故により死亡又は入院した場合に見舞金を支給している。
令和6年度は6件について見舞金を支給した。
 - (4) 運転免許証ケースの進呈
 - (5) 原付免許新規取得の入会者へのワイヤーロックの進呈
 - (6) チャイルドシートの無償貸出
 - (7) 高齢者講習対象会員への事前周知
 - (8) 経歴証明書の助成
- 3 賛助会員への支援
年間を通じて月刊誌「人と車」を配布するとともに、賛助会員企業に対する交通安全講習・講話の実施、交通安全DVDの貸出を行っている。
また、交通安全情報やまなしや当協会ホームページに賛助企業等を掲載し、これら賛助会員が県内の交通安全に寄与していることを広く県民にアピールしている。

第10 会議・研修会等の開催

1 理事会・評議員会の開催

- (1) 第1回理事会
令和6年6月12日
- (2) 第2回理事会
令和6年6月24日
- (3) 第3回理事会
令和7年1月 9日
- (4) 第4回理事会
令和7年3月26日
- (5) 評議員会
令和6年6月24日

2 研修会の開催及び参加

- (1) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会への参加
令和6年5月17日、道路使用調査業務の適正化を図る目的で東京都において開催された研修会に総務部業務推進課担当者1名を派遣した。
- (2) 一都十県交通安全協会（連合会）経理担当者研修会への参加
令和6年9月6日、経理事務の向上を図る目的で開催されている同研修会が静岡県において開催され、経理部長以下2名を派遣した。

その他事業の部（収益事業）

第1 交通安全講習事業

県公安委員会及び県警察から委託を受けた運転免許等に関する次の業務を実施した。

1 運転免許更新時講習

- | | | |
|----------------|----|---------|
| (1) 優良運転者講習 | 年間 | 65,705人 |
| (2) 一般運転者講習 | 年間 | 17,142人 |
| (3) 違反・初回運転者講習 | 年間 | 16,436人 |

2 行政処分者講習

- | | | |
|-------------|----|------|
| (1) 短期講習 | 年間 | 542人 |
| (2) 中期講習 | 年間 | 102人 |
| (3) 長期講習 | 年間 | 88人 |
| (4) 取消処分者講習 | 年間 | 101人 |

3 違反者講習

年間 225人

4 初心運転者講習

年間 16人

5 運転免許を受けようとする者に対する講習（応急救護処置講習等）

年間 16人

6 安全運転管理者講習

年間 3,709人

7 その他、新規運転免許取得者に対する講習

年間 1,368人

第2 山梨自動車学校の経営に関する事業

1 運転技能及び学科教習等の実施

公安委員会の指導の下、各種運転免許取得に伴う技能教習、学科教習及び技能検定を実施したほか、外国人に対する各種教習を実施した状況は次のとおりである。

(1) 技能教習及び学科教習	年間	7 7 2 人
うち外国人	年間	1 6 人
(2) 技能検定	年間	1, 3 5 2 人

2 高齢者講習の実施

公安委員会から認定教育機関として指定を受け、高齢者講習を実施した状況は次のとおりである。

年間 4, 7 5 7 人

3 受託事業の実施状況

県公安委員会及び県警察から委託を受けた各種講習等の実施状況は、次のとおりである。

(1) 停止処分者講習	年間	7 3 2 人
(2) 違反者講習	年間	2 2 5 人
(3) 取消処分者講習	年間	1 0 1 人
(4) 初心運転者講習	年間	1 6 人
(5) その他の講習	年間	3 9 3 人
(6) 仮免許試験事務	年間	3 7 6 人
(7) 仮免許証交付事務	年間	5 6 1 人

4 県警察職員等に対する受託教習の実施状況

県警察、消防本部等の受託に基づく特殊な受験者を対象とした教習の実施状況は、次のとおりである。

(1) 山梨県警察職員等に対する受託教習	年間	1 0 人
(2) その他の教習	年間	1 7 人

5 各種安全運転コンクール等の実施状況

県警察や各種交通関係団体等が主催する「安全運転コンクール」に対し、教習施設、教習車両の無料貸出や技能指導（一部有料）を実施した状況は次のとおりである。

- (1) 県警察職員を対象とした大型免許取得のための技能教習
- (2) 山梨県安全運転管理者協議会等が主催する安全運転コンクールへの支援

第3 運転免許関係事務事業

1 免許写真撮影業務	1 1, 8 3 1 件
2 免許証更新連絡通知	1 4 5, 5 7 1 件
3 高齢者講習連絡通知	4 4, 1 9 5 件
4 免許証郵送	9 8 5 件
5 免許取得時・更新時会員獲得のための勧誘	1 4 4, 7 5 6 件

第4 その他収益事業

1 収入証紙の販売

山梨県収入証紙条例第6条に基づく知事指定の指定売りさばき人として収入証紙を販売し、行政手続きの申請等に係る使用料又は手数料を納入する県民への利便を図った。

2 交通安全資機材、交通安全グッズの販売

交通事故を防止するために有効な各種資機材やグッズの普及・斡旋を行った。

3 自動販売機の取り扱い

自動車学校の入所者等に対する利便向上のため、自動販売機による飲料水を販売するサービスを提供した。

4 土地賃貸

当協会所有土地（南アルプス市野牛島地内）をファミリーマート南アルプス野牛島店に賃貸し、未利用財産の有効活用を行った。